

高麗時代の私兵について

矢木 毅

はじめに

一 高麗前期における私兵的要素

(a) 牽龍軍

(b) 驅使

(c) 奴隸

(d) 別武班

二 高麗後期における私兵の形成

(1) 武臣執權期の私兵

(a) 都房

(b) 三別抄

(2) 事元期以降の私兵

(a) 成衆愛馬

(b) 麾下（内廂）

(c) 牌記

おわりに

はじめに

『三國史記』卷十一、新羅本紀、眞聖王三年（八九〇）條の記述によると、この年、國內の諸州郡は貢賦を輸納せず、國庫の財貨も盡きて經費が苦しくなったので、王は使者を遣わして貢賦の納入を督促した。これに反撥して各地に「盜賊」が

蜂起すると、この機に乗じて元宗・哀奴などが沙伐州（尙州）を據點に叛亂を起こしたという^①。この「元宗・哀奴の亂」をさががけとして、その後、完山州（全州）の甄萱、松嶽郡（後に鐵圓郡に遷都）の弓裔などがそれぞれに割據政權を樹立し、いわゆる「後三國」の戦亂の時代が幕を開く。

この時代、各地の豪族勢力は、頻發する盜賊に對處して自ら郷村の自衛に任じ、配下の農民を組織して一種の「私兵」を形成したが、これらの私兵勢力は、あるいは甄萱に服屬し、あるいは弓裔に服屬して、やがて弓裔の後を襲った高麗太祖（王建）のもとに結集することになるのである。

高麗の國軍組織は、一般に「二軍六衛」と呼ばれているが、これは後三國時代に廣汎に擡頭した地方の豪族勢力（私兵勢力）を國軍に吸収したもので、そのうち上層部は二軍六衛の各領の「將相」クラス（正四品の將軍から正八品の散員まで）、中層部は二軍六衛の各領の「將校」クラス（正九品の校尉、及び流外の隊正）、下層部は二軍六衛の各領の軍人（丁人）として再編された^②。二軍六衛の軍官・軍人には、それぞれ田柴科體制のもとで「職田」ないし「田丁」と呼ばれる收租地（領地）が與えられたが、それは基本的には軍官・軍人の經營する自家の所耕田（及びその「養戸」の所耕田）のうえに設定され、かれらはこの收租地からの収益によって軍職・軍役の義務を果たしていたのである^③。

ところで、二軍六衛の國軍組織のもとに吸収・再編されていった後三國時代の私兵勢力は、實は公兵組織のなかに「制度化された私兵」として存在しつづけていた。それは、公兵組織が健全に運營されていた時代（高麗前期）においては二軍六衛の制度的な統制のもとに「私兵」としての性格を潜めていたが、その統制の弛緩した時代（高麗後期）においては「私兵」としての性格を剥き出しにして、しだいに國軍の組織を侵食するようになるのである。

高麗後期、とりわけ武臣執權期の私兵については、たとえば我が國における「武家政權」との比較、延いては朝鮮史における「中世」の劃期、……などといった關心から、これまでも數多くの研究が行われてきた^④。しかし、それらの研究

は単に武臣執権期の「私兵」を取り上げるだけで、それが前期の兵制といかなる関連をもち、そのなかからいかにして生み出されていったのかを動態的に把握することには必ずしも成功していないように思われる。

高麗後期の「私兵」を理解するためには、まず前期において既に存在していた私兵的要素——いわゆる「制度化された私兵」——の存在を明らかにしなければならず、次にその私兵的要素がいかにして成長していったのかを動態的に明らかにしなければならぬ。

高麗時代の兵制については、筆者は既に若干の考察を試みたこともあるが、未だ充分なものではない。本稿では高麗後期における私兵の問題を二軍六衛の公兵組織との関連において捉え直すことで、私兵の私兵たる所以を一層明らかにすることに努めようと思う。

一 高麗前期における私兵的要素

高麗の國軍組織である二軍六衛は、上將軍（正三品）、大將軍（從三品）がその名目上の指揮官としてこれを形式的に統率する。しかし、直接に軍隊を統率するのは二軍六衛の基本編成単位である「領」の將軍（正四品）であり、將軍の指揮下には中郎將（正五品）、郎將（正六品）、別將（正七品）、散員（正八品）などの「將相」クラスの指揮官と、校尉（正九品）、隊正（流外）などの「將校」クラスの下士官が置かれている。

これに對し、國軍の基礎を構成する「三十八領三萬八千人」の軍人たちは、平時には各地の折衝府——後には軍目道の界首官や守令——のもとに配屬され、定期的に王京に番上して所屬の「領」の將軍のもとで各種の軍役に服していた。

次に、將軍の指揮下の各領の軍官・軍人たちは、戦時には幾つかの「領」を束ねて「三軍」ないし「五軍」に再編され、

各軍には臨時に「兵馬使」ないし「元帥」と呼ばれる軍司令官が任命される。高麗前期においては、一般に文官がこれに任命される慣例である。

このように、高麗前期においては軍隊を指揮・統率する権限(軍令權)が、戦時においては兵馬使や元帥に、平時の上番の際には各領の將軍に、さらに非番の際には折衝府(ないし軍目道の界首官・守令)にと、大きく三つの次元に分割して管理されていた。これは、後三國時代に地方豪族とその私兵との間に結ばれていた「私的な主従關係」を解體し、また軍司令官とその指揮下の軍人との間に「私的な主従關係」が成立することを未然に防止するための制度であることは間違いない。ただし、このような高麗前期の兵制においても、その一部分においては一種の私兵的要素——いわゆる「制度化された私兵」——の存在を指摘することができるのである。

(a) 牽龍軍

唐制、地方の折衝府から中央の諸衛に番上した兵士(衛士)たちは、宮城内および宮城外(皇城・京城)において守衛の任務に就くほか、あるいは京城内の諸司において警固(守衛)の任務に就き、あるいは諸王府に配屬されて諸王府の番上の任務に就いた。⁵⁾したがって、諸司・諸王府に配屬される兵士たちは、本来、諸衛・折衝府に所屬する府兵でもあったことに注意したい。

高麗の軍人(丁人)もこれと同様に、地方の州縣から中央の六衛に番上すると、各領の將軍の指揮下に宮城の内外において宿衛の任務に就くほか、その一部は「牽龍軍」その他として、國王および王族の警固の任務に配屬された。

その領内の十將・六十に闕あれば、他人を除き、並びに領内の丁人を以て、遷轉して録用せよ。中禁・都知・白甲の別差もまた丁人を以て差に當てよ。(『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗十一年五月條)⁶⁾

大徳_{己亥}（忠烈王二十五年、一二九九）、武資に換わり、神虎衛別將を以て、牽龍行首に別差せらる。〔拙叢千百〕卷一、皇
 一元高麗故通憲大夫・知密直司事・右常侍・上護軍崔公（崔雲）墓誌銘^①

右の諸例に「別差」というのは、ある本務を持つものが、それとは別に、一種の特別勤務に差任される、というほどの意味であろう。つまり、各領の軍官（十將・六十）や軍人（丁人）たちは、將軍の指揮下に衛士としての通常の勤務に就くほか、その一部のものには「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの、一種の特別勤務にも差任されていたのである。

これらの特殊部隊については、近年の宋寅州氏の研究に詳しく述べられているが、宋氏の研究はこれらを二軍六衛とは別個の「禁軍（親衛軍）」の組織としてやや過大に評価しているように思われるので、以下に若干の私見を述べておきたい。これらは「禁軍（親衛軍）」というほどに大げさなものではなく、また二軍六衛と別個に存在しているわけでもない。「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などは、基本的には二軍六衛の軍官・軍人における、一つの勤務形態にしかならないのである。

このうち、「中禁」というのは、後代の史料によると、「御前通喝」——國王の行列の先拂い——を掌る隨從のことで、これには必ず「容貌端正、聲音清亮」なるものを差定したと言われている。^②

また「都知」というのは、宮中の儀衛に關する庶務を統轄する部隊のことで、都知とはその文字どおり、「都_すべ_ぎ知_める」というほどの意味であろう。これも後代の史料によると、明朝の宦官十二監の一つに「都知監」というのがあり、もとは「各監の行移・關知・勤台の事」を掌ったが、後にはただ「隨駕して前導・警蹕」した、というのが参考になる。^③高麗の「都知」は、もちろん宦官ではないが、その勤務の内容は概ね同様であろう。

「白甲」についてはよく分からないが、その名稱からして「白色の甲冑」を着した國王の隨從であることは間違いない。

以上の「中禁・都知・白甲」は、いずれも宮中において國王の身邊の警固、及び雜用を掌る隨從のことで、儀式用の武器（儀仗）を持って護衛するので「儀衛」とも呼ばれている。これらの特殊勤務には二軍六衛の軍官・軍人が「別差」によって補任されていた。

一方、「牽龍軍」は、國王および王族に配屬され、その身邊の警固、及び雜用を掌る隨從のことを言う（國王付きの場合は特に「御牽龍軍」といって區別することもある）。これについては、古くは周藤吉之氏にも詳しい研究があるが、¹¹ ここでも指摘されているとおり、牽龍軍は、「職は卑しくして任は寵あり、權貴の子弟は、皆これと爲るを願」¹² ったと言われている。

「龍を牽く（牽龍）」とは、要するに國王・王族の馬の口取、馬丁のことであるから、その任務は確かに「卑」なるものにはちがいない。しかし、國王・王族の身近に奉仕するので、それだけ國王・王族からの特別の恩寵に浴する場合も少なくない。さらに言えば、牽龍軍などの特殊勤務に服する軍官・軍人たちは、二軍六衛の各領の本務に服する他の一般の軍官・軍人よりも、勤務の評定、及び昇進において、何がしかの有利な待遇を受けることがあったのであろう。だからこそ、權貴の子弟は擧って「牽龍軍」に入屬することを願ったのであるが、これも「中禁・都知・白甲」の場合と同様、本來は二軍六衛に屬する軍官・軍人の「別差」によって補任されていたのであろう。

ところでこの牽龍軍は、國王および王族のほか、「立府」を許された權臣に對しても配屬される場合があったのではないかと考えられる。このことは、次の史料の内容からも間接的に推測することが可能である。

樞密院副使金若先の妻、燈夕に因りて入内す。王（高宗）、太子妃（元宗・敬穆賢妃、後の順敬太后金氏）の母なるを以て、その府（太子妃府）の牽龍行首、中禁・都知、及び將軍等に命じて僕從と爲さしむ。輿蓋服飾、一に王妃の如し。識者曰く、「下の上を僭おかすこと、上自らこれを啓ひらくなり」と。（『高麗史節要』卷十六、高宗二十三年二月條）¹³

右の史料において、國王高宗が金若先の妻(崔怡のむすめ)に特に太子妃府の「牽龍行首」¹⁴、國王付きの「中禁・都知」、及び二軍六衛の「將軍」らを「僕從」として貸し與えたのは、彼女が本來「牽龍軍」の配屬を受ける身分ではなかったからにはかならない。しかし逆に、「立府」を許された李資謙¹⁵のような權臣であれば、太子府や太子妃府などに準じて、當然「牽龍軍」の配屬を受けることもあったと考えられる。この點については、たとえば宮中で國王に奉仕する少年奴隸の「小親侍」が、一部には「王の貴戚と從臣」に對しても配屬されていた¹⁶、という事實も参考になるであろう。

このように、國王・王族のみならず、一部の權臣に對しても「牽龍軍」の配屬が行われる場合のあったことを、私はいわゆる「私兵」の形成の一つの原基として指摘しておきたい。

「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの隨從(儀衛)は、上述の史料にも明確に述べられているとおり、要は貴人の「僕從」にすぎない。したがって、そこには主人と從者との間の「私的な主從關係」がしばしば容易に成立し得るのであるが、しかも、それは單なる「僕從」ではなく、武裝さえすれば容易に「私兵」へと轉化し得る存在でもあったのである。

しかしながら、「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などは、本來、二軍六衛に分屬する軍官・軍人であり、かれらの勤務成績は、その本來の所屬である二軍六衛——具體的には二軍六衛の事務官である長史や錄事參軍事——が取りまとめ兵部に報告し、兵部はその勤務成績に應じてかれらの位階・官職の昇進、及び各種の「別差」への配屬を行っていたのであろう。

したがって、兵部および二軍六衛による公兵組織の統制がその本來の機能を果たしている限りは、「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの隨從(儀衛)が權臣の「私兵」に轉化することはなかった。たとえそこに「私兵」としての原基が形成されていたとしても、それは「制度化された私兵」として、あくまでも公兵組織の枠内において運営されていたのである。

(b) 驅使

「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などは、國王・王族に隨從してその身邊の警固と雜用を掌る儀衛兵であるが、それは見方を變えれば一種の「僕從」にすぎなかった。これに對し、國王・王族よりも身分の低い一般の官人には「驅使」と呼ばれる隨從が配當され、同じように官人の身邊の警固と雜用を掌っていたが、これらは上述のような軍官・軍人の別差ではなく、主として郷吏階層の子弟、ないし一般良民の差役によって充當されていた。

拓俊京、谷州の人。その先は本州の吏。家貧にして學問する能わず、無賴の輩と遊ぶ。胥吏と爲ることを求むるも、得ず。肅宗、雞林公たり、その府に就きて從者となり、ついに樞密院別駕に補せらる。〔高麗史〕卷一百二十七、叛逆、拓俊京傳¹⁸⁾

右の拓俊京傳の記述によると、諸王府の「從者」、すなわち「驅使」は、拓俊京のような郷吏階層の子弟、もしくはそれよりも家格の低い一般良民の差役によって充當されていたことが窺われる。郷吏階層の子弟は、一般に「胥吏」の役に入屬することが許されているが、拓俊京の場合は「無賴」の故に胥吏となることができず、一旦、それよりも格の低い「驅使」の役に入屬して、その功勞によって「樞密院別駕」、すなわち樞密院の胥吏の職に進むことができたのである。

また、次の金光中傳の記述によると、「驅使」の役に入屬したものは、その功勞に應じて二軍上衛の下級の指揮官職、すなわち「將校」へと進出する道も開かれていたことが確認できる。

光中、官を累ねて諫議大夫・秘書監に至る。嘗て驅使の朴光升を愛し、衣食を與えてこれを畜い、人に請いて隊校(=

隊正・校尉)に補す。(『高麗史』卷一百一、金光中傳)¹⁹⁾

右に「隊校」というのは二軍六衛の下級の指揮官職である隊正(流外)・校尉(正九品)のことで、これらは併せて「將校」とも「六十」とも呼ばれている。二軍六衛の將校のポストは、本来、そこに分屬する各領の軍人(丁人)たちが昇進するポストで、この點については、前引の靖宗十一年(一〇四五)五月の「揭榜」——この史料の繫年には重大な問題がある²⁰⁾——にも、

その領内の十將・六十に闕あれば、他人を除き、竝びに領内の丁人を以て、遷轉して録用せよ。²¹⁾

として規定されているとおりである(ちなみに、「他人を除き(除他人)」というのは、領内丁人以外の「他人」を録用することを止める、という意味である)。しかし、この規定を裏返していえば、特に有力な縁故や功勞があつた場合は「領内丁人」以外の「他人」が二軍六衛の將校のポストに進出する事例もなかつたわけではなかつたわけで、事實、金光中の驅使の朴光升は、その主の請願によって將校への進出を果たしていたのである(このほか、驅使の同類である「電吏」などの「雜類」が武官職に進出している事例も参考となるであろう)²²⁾。

このように、驅使の役に入屬した郷吏階層の子弟、ないし一般良民は、その功勞によって胥吏ないし將校へと昇進することが許されていたが、一般には胥吏よりも將校へと昇進するケースが大半を占めていたことであろう。

宣旨に曰く、「……金俊、寡人の親朝して仁王法會を設けんと欲するが爲に、この經(仁王般若經)の新舊譯(鳩摩羅什譯、

不空譯)各二百二部を印成し、師子座一百を造りて、彩畫粧飾す。供具衣物に至るまで、精備せざるなし。忠誠深重たり。金俊の丘史、十人を以て、初入仕を許し、十人は把領に眞拜し、親侍二十人は、假に幞頭を著せしむ。造成監役人は、皆爵を賜う。諸色匠人もまた物を賜うこと差あれ」と。(『高麗史』卷二十六、元宗五年七月己亥條²³⁾)

右は國王元宗がモンゴルへの入朝に先立って、道中の無事を祈願するために「仁王道場」を設けようとしたところ、當時の代表的な權臣であった金俊が、必要な經文・師子座・供具・衣物などの一切を進呈した、そのことに對する國王の褒賞の命令(宣旨)である。これは高麗後期(武臣執權期)の史料であるが、ここでは國王が金俊の「丘史」、すなわち「驅使」に對し、十人に「許初入仕」、十人に「眞拜把領」の恩典を與えていることに注目したい。

「初入仕を許す(許初入仕)」とは、具體的には「散官」ないし「同正職」を與えることで、「驅使」には一般に「武散官」が與えられた。また「把領に眞拜す(眞拜把領)」というのは各領の軍人を「把ね領める」職、すなわち校尉・隊正などの將校のポストに正式に任命(眞拜)することを意味している。これが高麗前期においても「驅使」の最も一般的な昇進コースであったことは、前掲、金光中の驅使・朴光升の事例に見えたとおりである。

このように、驅使の役に入屬した郷吏階層の子弟、ないし一般良民は、その主の權勢を背景として校尉・隊正などの武官職に進出していく場合があったが、このことは高麗後期において權臣たちが「私兵」を形成する際に、人々を權臣の門下に惹き付ける最も大きな誘因の一つとなつたのである。

もちろん、驅使は兵士ではない。しかし官人の身邊の警固を掌る以上、かれらがある程度の武器を所持することは許されていたであろう。

『唐律疏議』卷八、衛禁、宿衛兵仗遠身の條の規定によると、宿衛人(衛士已上、諸衛大將軍以下)は横刀を常に着帶し、甲・

稍・弓・箭については、着帯しない場合でも、いつでも着帯できるように常に身近に所持しておかなければならなかった。²⁵これに對し、一般人が私的に武器を保有することは禁じられていたが、日常生活に必要な範囲で「弓・箭・刀・楯・短矛」程度の武器を保有することは許されていた。²⁶これらは、唐制を繼受した高麗においても、おおむね同様に考えておいてよいであろう。

したがって、官人の身邊を警固する「驅使」は、最低限、「弓・箭・刀・楯・短矛」程度の武器を保有することは許されていたわけで、つまりは必要に応じて何時でも「私兵」に轉化することができたわけである。しかも、潜在的な「私兵」である驅使は、その主の權勢を背景として「校尉・隊正」などの武官職に進出し、舊主との「私的な主従關係」をそのまま維持ながら公兵組織へと進出していくことも可能であった。

この點において、一般官人に配屬される隨從としての「驅使」もまた一種の「制度化された私兵」であり、それは高麗後期において形成される本格的な私兵集團の、一つの原基として位置づけることができるのである。

なお、驅使の出身地と、その配屬先の官人の本貫（原籍地）との關係——この両者が一致するのかどうか——は、極めて興味深い問題であるが、史料のうえからこの點を確認することは難しい。恐らく、國初においては中央に進出した豪族勢力が、その本貫の民衆を自らの「驅使」として使役することは許されていたであろう。しかし、中央集權化とともに豪族勢力の徭役權は抑制され、「驅使」の配當も中央政府——具體的には戸部²⁷——の統制のもとに置かれるようになったのであろう。

(c) 奴隸

「驅使」の役には郷吏階層の子弟、ないしは一般の良民が充當されていたが、これとは別に、官奴隸もまた官人の「驅使」として使役されていた。

驅使は、仙郎と相類す。大抵、皆未だ娶らざるの人なり。貴家の子弟に在りては、則ち仙郎と稱す。故にその衣は、或いは紗、或いは羅、皆阜なり。また一等あり、縵袖烏巾。即ち庶官小吏の奴の、驅使と名づくる者なり。(『宣和奉使高麗圖經』卷二十一、阜隸、驅使)⁽²⁸⁾

右の史料では、いわゆる「驅使」に二種類があり、一つは良人身分の「未だ娶らざるの人」が入属するもの(「仙郎」⁽²⁹⁾に類するが、仙郎それ自體とは別)、今一つは賤人身分の「庶官小吏の奴」であることが指摘されているが、このうち、前者の良人身分の驅使は、『高麗圖經』卷二十一、阜隸、丁吏の項、及び卷二十二、雜俗一、給使の項に「丁吏」として記述されているもの、後者の賤人身分の驅使は、同じく卷二十二、雜俗一、給使の項に、「みな官奴隸なり」として記述されているものである⁽³⁰⁾。なお、官奴隸としての驅使は、官奴隸の名籍を掌る「尙書都官」から個々の官人の家に「驅使」として配属されたものと考えられるが、その他にも官人の家に隸属する私奴婢(率居奴婢)が、それぞれの主人(上典)の「驅使」として使役されることもあったであろう。

この場合、良人身分の驅使と、賤人身分の驅使とで、特に仕事の内容に大きな違いがあったというわけではない。しかし、良人身分の驅使はその功勞によって「初入仕」を許され、さらには「眞拜把領」を許されて二軍六衛の軍官職へと進出していくことが許されていたのに対し、賤人身分の「驅使」は、「大功ありといえども、賞するに錢帛を以てし、官爵を授けず」⁽³¹⁾——というのが高麗前期を通しての大原則であった。もっとも、例外的に「放良」を許され、そのうえで「初入仕」を許されることもあったのであるが、その場合は二軍六衛の軍官職(西班牙職)ではなく、内廷の僚属である「南班職」⁽³²⁾を與えることが原則となっていたのである。

ところが、高麗後期(武臣執權期)に入るとこの原則が崩れ、「南班」に進出した解放奴隸のなかには、「南班七品」の限

職規定を超えて「郎將（正六品）」——武班の「常參官」に相當する——にまで進出するものも現れるようになった。たとえば崔氏の「家奴」の出身で、崔怡のボディガード（驅使）から「南班職」へ、さらには「西班牙職」へと進出して、ついには崔氏政權を打倒するに至った金俊の事例などが、その典型として挙げられよう。³³

これらの賤人身分の「驅使」は、特に私奴婢の場合には、もともと奉仕先の主人（上典）との間に人身的な隸屬關係（私的な主従關係）が成立していたのである。これに對し、官奴隸の場合は必ずしもそのように述べることはできないが、後期においては官奴隸がしばしば權門に投托してその私屬となっていたことも見逃すことができない。³⁴したがって、賤人身分の驅使は、良人身分のそれと同様、「制度化された私兵」として位置づけることができるのである。

(d) 別武班

高麗の國軍は「二軍六衛」の軍人——特に左右衛・神虎衛・興威衛・金吾衛に分屬する三十八領（三萬八千人）の保勝軍・精勇軍——をその中核としていたが、十二世紀に入って東北邊（咸興平野）の曷懶甸女眞ハランに對する支配權をめぐって高麗と完顔部女眞（後の金國）との對立が激化すると、高麗ではこの軍事的危機に對應して肅宗九年（一一〇四）に「別武班」と呼ばれる新たな國軍組織を編成した。

尹瓘奏すらく、「臣の女眞に敗るる所以の者は、彼は騎、我は步、敵すべからざればなり」と。ここにおいて建議し、始めて別武班を立つ。文武散官・吏胥より商賈・僕隸に至るまで、及び州府郡縣の、およそ馬ある者を神騎と爲し、馬なき者を神步・跳蕩・梗弓・精弩・發火等の軍と爲す。年二十以上の男子は、擧子に非ざれば、みな神步兩班に屬し、諸鎮府の軍人と四時に訓練す。また僧徒を選んで降魔軍と爲し、以て再擧を圖る。（『高麗史節要』卷七、肅宗九年十二月條）³⁵

いわゆる別武班は、對女眞戰爭を前提に組織された戦時編成の作戦軍で、その点において平時編成の宿衛組織である二軍六衛とは區別される。また、二軍六衛の軍人(丁人)はその立役基盤としての「田丁」——「軍人田」とも呼ばれる自營田および收租地——を世襲し、この「田丁」からの収益によって自辨で立役することが原則となっていたが、これに對して新たに組織された「神騎軍」、「神歩軍」などは必ずしも「田丁」を保有する農民兵ではなく、その一部には「商賈・僕隸」などの、従來、國軍組織からは排除されていた非農民層のものも含まれている。

軍を選ぶに田を以てす。その法舊ふるし。公(崔幸)に命じてその都監(選軍都監)の使と爲す。一人田を受くるに、子孫あれば子孫これを傳え、なければ則ち他人代受す。〔牧隱文稿〕卷十五、碑銘、高麗國大匡完山君諡文眞崔公墓誌銘并序⁽³⁶⁾

右は高麗時代を通じての選軍の基本——すなわち「田丁」の血縁による世襲(連立)と、それに伴う立役義務の世襲の原則——を示したもので、このことから高麗では選軍に際し、兵士としての身體的な資質よりも、むしろ軍人戸としての經濟的基盤をこそ重視していたことが確認できる。「軍人(丁人)」の子孫が原則として無條件にその父祖の「田丁」を相續し得たのは、私見によれば、いわゆる「田丁」が單なる收租地ではなく、その内部に當該軍人戸の自家の所耕田(自營田)を含んでいたからにはかならない。所耕田がその子孫によって相續されることは言うまでもないが、これに伴って、その所耕田のうえに設定されている收租權それ自體も、當該軍人戸の子孫に優先的に相續されていたのである。

しかし、このように選軍の基準を世襲制におくと、選拔された軍人の兵士としての資質は必ずしも保證されるわけではない。そこで、「別武班」では「軍を選ぶに田を以てす」というこの基本原則を放棄し、「田丁」を保有する軍人戸でなくとも、ただ「馬」を自辨するだけの經濟力、もしくは兵士としての身體的な資質さえあれば、だれでも「別武班」に入屬

することができることにしたのである。

同じことは、高麗後期における「別抄」の選抜基準についても当て嵌めることができるであろう。後述のとおり、高麗後期においては對蒙抗戦の過程で「別抄」と呼ばれる特別編成部隊が活躍したが、これらは「軍を選ぶに田を以てす」という基本原則を外して軍人戸以外から「特別に抄んだ」戦闘部隊の謂にはかならない。

ただし、このような變則的な選抜基準を採用したことは、後々、高麗の兵制を大きく變質させていく要因の一つとなった。「別武班」や「別抄」として選抜された軍人は、もともと「田丁」を世襲する軍人戸の出身ではない。かれらは軍人としての立役を支える經濟的な基盤を必ずしも保有しない一種の「傭兵」である。しかも戦時編成の部隊として、かれらは特定の指揮官のもとに「長番」の勤務（比較的長期間の勤務）に服さなければならなかった。

したがって、その生活は國家による「祿俸」の支給や、あるいは權門による「私惠」に大きく依存せざるを得ない。この點において、「別武班」や「別抄」などの組織がある特定の權門と結びつき、權門との間に一種の「私的な主従關係」を形成する可能性は大いに存在していたのである。

一 高麗後期における私兵の形成

「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」、また一般官人の隨從である「驅使」などは、それぞれ奉仕の對象である國王・王族・官人と私的な主従關係を結ぶことによって、一種の私兵に轉化する可能性を秘めていた。また、平時編成としての二軍六衛とは別に、對女眞戰爭のための戦時編成として組織された「別武班」は、一種の傭兵として特定の指揮官の私兵に轉化する可能性を持っていた。

これらは高麗前期（武臣の亂以前）においては可能性的段階にとどまっていたが、高麗後期（武臣の亂以後）において「二軍六衛」による公兵組織の統制が緩むと、いよいよ本格的に「私兵」としての性格を發現させていくのである。

（1） 武臣執權期の私兵

武臣執權期、特に崔氏四代（忠獻・怡・沆・莚）の私兵については、これまでも数多くの研究論文が発表されているが、ここでは特に公兵組織と私兵との関係——權臣に奉仕する私兵がいかにして「二軍六衛」の祿官ポストを獲得し、それによって「二軍六衛」の公兵組織がいかに形骸化していったのかという問題——を中心として考察を進めていく。

（a） 都房

毅宗二十四年（一二七〇）のクーデタによって政權を掌握した武臣たちは、それぞれ身邊を警固する必要から、その門下に多数の門客・私兵を擁していたが、これらは公的に認められていた「驅使」の存在を原基として、それを私的に擴充・發展させたものとみることができであろう。

武官あるいは宣言して曰く、「鄭侍中（鄭仲夫）、大義を首唱し、文臣を沮抑して、吾曹累年の憤を雪ぎ、以て武威を張る。功これより大いなる莫し。いま大升（慶大升）、一朝にして四公（鄭仲夫・鄭筠・宋有仁・宋群秀）を尸しかばねとす。孰かこれを討たんや」と。大升懼る。死士百數十人を招致し、門下に留養して、以てこれに備え、號して都房たけふらと曰う。長枕・大被を爲りて輪日に直宿せしめ、あるいは自ら共に被りて、以て誠款を示す。（『高麗史』卷一百、慶大升傳⁹⁷）

忠獻（崔忠獻）自ら縦恣なるを知り、その變の不測に生ぜんことを恐れ、およそ文武官・閑良・軍卒の、強くして力あ

る者は、皆招致し、分ちて六番と爲し、更日にその家に直宿せしめ、都房と號す。その出入するや、番を合して擁衛すること、戰陣に赴くがごとし。〔高麗史〕卷一百二十九、叛逆、崔忠獻傳³⁸）

右は慶大升、および崔忠獻が組織した「都房」と呼ばれる私的な宿衛組織で、ここでは「百數十人」規模の多数の人員が權門に私的に奉仕していた。「都房」の「都」は人が多く集まる意、「房」は部屋の意味であるから、いわば「大部屋」といった意味になるが、それは先學の解釋のとおり、「本來は壯士(死士)が集まる場所を意味し、やがてそこにいる壯士の集團、さらに集團に屬する人間を意味」するようになったのである³⁹。ところで、高麗における「驅使」の配當數は、最高でも門下侍中(冢宰)の二十二名であるから、これは「驅使」としての規定數を、もとより大幅に上回っているが、しかし、その本質は「驅使」にはかならない。一般に、「驅使」は「雜類」と呼ばれて門閥貴族からさげすまれていたが、いまや「文武官・閑良・軍卒」など——つまり歴とした文武の現職官人や、未だ官職に就いていない官人家門の子弟(閑良)⁴⁰、および現役の軍卒などが、甘んじて權門の「驅使」として奉仕していたのである。

さらに崔忠獻は、熙宗二年(一一〇六)に晉康侯として「興寧府」を立て、僚屬を置くことを許されている⁴²。したがって、「立府」を許された權臣の場合には、従前から配當されていた「驅使」以外にも、「立府」に伴って「牽龍軍」などの儀衛を設けることも許されていたであろう。

このように、武臣執權期において權門が設立した「都房」その他の宿衛組織は、元來、國家によって配當されていた「驅使」、および「牽龍軍」などの存在を原基として、それを私的に擴充することによって組織されていたものと考えられる。しかし、そうした制度的な淵源の穿鑿とは別に、いったい何が人々を權門への奉仕に驅り立てていたのかといえ、それはもちろん、權門こそがこれらの「官職」への欲求を満たしてくれたからにはかならない。

前述のとおり、「驅使」にはその服務の年限に應じて「胥吏」ないし「將校」へと昇進する道が開かれていたが、これと同じように、「驅使」から發展した「都房」の構成員に對しても「胥吏」ないし「將校」へと昇進する道が開かれていた。

崔忠獻、賓客を會して重陽宴を設け、都房の有力者をして手搏せしむ。勝者は即ち校尉・隊正を授けて以てこれを賞す。〔高麗史節要〕卷十四、熙宗五年九月條⁽⁴⁾

右の史料で「都房」の構成員に「校尉・隊正」の職が與えられていることは、前節の史料で金光中の「驅使」の朴光升が「隊校（＝隊正・校尉）」に補せられていた事實と全く同じ構圖である。かれらは、權門への奉仕を通して「初入仕」を許され、「眞拜把領」の恩典を受けていたのである。

また、崔氏の門下には數多くの「奴隸」——または良人身分の「婢夫」——が奉仕してその家政を掌っていたが、その中には「都房」と同じように「初入仕」を許され、「眞拜把領」の恩典を受けて、「校尉・隊正」などの軍官職に進出していくものが少なくなかった。

崔竑、家奴の李公柱を以て郎將と爲す。舊制、奴婢は大功ありといえども、賞するに錢帛を以てし、官爵を授けず。崔沆の政を乘るや、人心を收めんと欲し、始めてその家の殿前の公柱・崔良伯・金仁俊を除して別將と爲し、聶長壽を校尉と爲し、金承俊を隊正と爲す。ここに至りて、奴等曰く、「公柱は、身は三世に事え、年老いて功あり。請う參職を加えよ」と。奴隸の拜參すること、これより始まる。〔高麗史〕卷七十五、選舉志三、銓注、凡限職、高宗四十五年二月條⁽⁴⁾

初め、忠獻に婢あり、桐花と曰う。姿色あり、里人多く通ず。忠獻もまた嘗てこれに私す。一日、戯れて曰わく、「汝、誰を以て適夫と爲すや」と。婢、興海貢生崔俊文を以て對う。忠獻、即ち俊文を召して家に畜え、これを奴使す。遂に隊正に補し、日々に寵任せらる。凡そ請謁する者は、皆附す。累遷して大將軍に至る。〔高麗史節要〕卷十五、高宗六年九月條⁽⁴⁵⁾

このように崔氏の門下には、その「都房」を構成する「文武官・閑良・軍卒」のみならず、崔氏の私奴婢やその「婢夫」なども多数奉仕していたが、恐らくはこれらも賤人身分の「驅使」として、崔氏の「都房」の一角を構成していたのであろう。

ところで、これらの「都房」の構成員が、校尉・隊正などの軍官職にきわめて容易に昇進することができたのはなぜかという点、それは言うまでもなく、この頃、崔氏が文武官の人事権を一手に獨占していたためにほかならない。

崔氏はその私第に「政房」を置き、舊來、宰相府（中書門下）や政曹（吏部・兵部）が管掌していた文武官の銓選の事務を獨占したが、このように崔氏が人事権を獨占している以上、「文武官・閑良・軍卒」などが崔氏への奉仕に汲々とするのも當然であろう。

かれらは甘んじて權門の私屬となり、權門への私的な奉仕を通して「官職」への欲求を充足しようとしたのである。そこに、一種の「私的な主従關係」が形成されていくことは言うまでもあるまい。しかも、權門の私屬が二軍六衛の軍官職に進出すると、かれらは禁衛兵としての勤務を差し置いて、引き續き、權門への私的な奉仕の方を優先していたのである。

入りて牽龍行首と爲る。時に禁衛、争いて權門に附し、宿衛はなはだ懈^{おこた}る。方慶、その然るを憤り、疾むといえども

告（休暇）を請わず。直廬湫隘たり、衛士みな外に寓宿す。同僚の姓朴なる者、一娼を邀致せんと欲す。方慶、固くこれを止む。朴、慚謝す。（『高麗史』卷一百四、金方慶傳⁴⁷）

右に「權門」というのは、具體的には崔氏を指すが、⁴⁸これによると「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの禁衛兵は、その本来の勤務の合間に——もしくはその本来の勤務を放擲して——擧つて崔氏の門下に奉仕していたことがわかる（金方慶のような堅物は例外である）。もちろん、「宿衛人」が入直の義務を怠った場合、唐律ではその缺勤日數に應じて笞四十、ないし徒二年の罪が科せられることになっていた⁴⁹、また身代わりを立てて勤務を代わってもらった場合には、當直箇所的重要性に應じて杖七十、杖八十、ないし流三千里、絞などの罪を科せられることにもなっていた⁵⁰。これらの規定は高麗においても同様であったにちがいない。しかし、そうした法的な規制も武臣執權期においてはほとんど形骸化していたのであろう。

この時期、二軍六衛の公的な指揮系統が形骸化していくことは、逆にいえば、權門とその私屬との間の「私的な主従關係」が擴大し、權門の「私兵」が形成されていく事實を反映していたのである。

(b) 三別抄

武臣執權期の代表的な軍事組織である「三別抄」は、モンゴル軍の侵攻に際して高麗の抵抗戦争の主軸となり、高麗政府がモンゴルとの講和に踏み切ると、これに反撥して珍島・耽羅に獨立政府を築き、最後までモンゴルへの抗戦を貫いたことで餘りにも著名である。しかし「別抄」というその名が示すとおり、三別抄は二軍六衛の國軍組織とは本来別個の存在であった。

初め、崔瑀（崔怡、初名瑀）、國中に盜多きを以て、勇士を聚め、毎夜、巡行して暴を禁せしめ、因りて夜別抄と名づく。盜の諸道に起るるに及びて、別抄を分遣して以てこれを捕う。その軍はなはだ衆し。遂に分けて左右と爲す。また國人の蒙古より逃還せる者を以て一部と爲し、神義軍と號す。これを三別抄と爲す。權臣柄を執りて以て爪牙と爲し、その俸祿を厚くし、あるいは私惠を施す。また罪人の財を籍してこれに給す。故に權臣の頤指氣使するや、先を争いて力を效す。金俊の崔誼を誅し、林衍の金俊を誅し、松禮（宋松禮）の惟茂（林惟茂）を誅するや、みなその力を藉る。〔高麗史節要〕卷十八、元宗十一年五月條⁵¹⁾

右の史料によれば、「三別抄」はもともと「國中」——ここでは「京中」の意——の治安部隊として創設された「夜別抄」をその起源とする。しかし、夜別抄それ自體は、元來、崔氏の隨從である「都房」の構成員を基礎として組織されたものである。その證據に、夜別抄の指揮官である「夜別抄都領」の李裕貞という人物は、同時に「都房」にも所屬していたことが史料から確認できるのである。⁵²⁾

そもそも王京の治安部隊としては、「二軍六衛」のなかに「金吾衛」および「監門衛」が存在し、金吾衛は宮中および京城の巡警、監門衛は諸宮殿門・諸城門の監守および巡警を掌っていた。⁵³⁾ また「巡檢軍」を設けて王京の内外の巡警に當たらせていたが、これは「牽龍軍」などと同様、二軍六衛の軍人（丁人）の「別差」によって組織されていたのである。⁵⁴⁾ところが、高麗後期に入って二軍六衛による公兵組織の統率が緩むと、宮中および京城の巡警、諸宮殿門・諸城門の監守、王京内外の巡警を擔當していた兵士たちは、多くはその勤務を怠り、もっぱら權門の身邊の警固、および雑用に奔走するようになる。「國中に盜多き」理由も、その一斑は公兵組織の形骸化にあったことは間違いない。

このため、崔怡は「夜別抄」を創設したのであるが、それはかつての「巡檢軍」と違って必ずしも二軍六衛の軍人（丁人）

の「別差」ではなく、それ以外のもの——つまり「田丁」による立役基盤を保有していないもの——であっても、「勇士」でさえあれば、だれでも入属することができたのであろう。だからこそ、それは「二軍六衛」の國軍組織とは異なる一種の特別選抜部隊として、「別抄」(抄は擇ぶ意)と呼ばれていたのである。

このように「田丁」を保有する「丁人」以外のものを軍隊に召募することは、直接には肅宗朝の「別武班」に始まるが、それはモンゴル抗戦期に「別抄」の召募という形でいっそう大規模に展開する。しかし、「丁人」以外のもの——すなわち「田丁」を保有しない一種の傭兵——が兵士として立役する場合、その経済的基盤は、もっぱら「俸祿」および権門の「私惠」に依存せざるをえない。したがって、新規に軍籍に就いた「別抄」の軍人たちは、その生計を維持するためにも、自然と「権門」の門下に集まっていくようになるのである。

傳旨に曰く、「さきに耽羅を討つに、京外(京中・外方)の別抄、亡命する者はなほだ多し。懲さざるべからず。故に曾て罪狀の輕重を以て、銀を徴し、その田丁を收む。今、國家多難、天文しばしば變ず。徳を修め災いを弭めんと欲す。その已に徴せる白銀の外、その收むる所の田丁は、悉くこれを還さしめよ」と。(『高麗史』卷二十七、元宗世家、元宗十四年十月辛未條)

右の王命(傳旨)では、「三別抄の亂」の平定に際し、軍隊から逃亡した「別抄」の收租地(田丁)を没收したこと、およびそれを覃恩として還給したことが述べられている。ここで「別抄」が保有している「田丁」は、かれらが始めから保有していたものというよりは、むしろ権門への奉仕を通して権門の後ろ盾によって新たに獲得したものと考える方がよいであろう。しかし、そのようにして獲得された收租地(職田・田丁)は、度重なる戦亂や政變に際してしばしば没收の対象と

なり、逆に没収された收租地（職田・田丁）は、主として權門の「門客」や「私兵」に優先的に再分配されていったと考えられる。

かくして、戦亂・政變が繰り返されるごとに、國軍の立役の基礎としての收租地（田丁）は、權門およびその私兵に集積される。このことが、さらに「二軍六衛」の公兵組織における立役の基礎を掘り崩していくことになるのである。

（2） 事元期以降の私兵

崔氏政權を打倒して「王政復古」を達成したとはいえ、高麗の王權は依然としてその權力基盤が脆弱なままであった。このため高麗の王室は、一方では元朝との通婚政策を通して國內外における權威の伸張に努めるとともに、他の一方では武臣政權時代に創設された諸制度をそのまま踏襲して、いわば國王自らが權臣たちの恣意的な政治手法を見習うようになっていった。たとえば人事行政における「政房」の存續は、武臣執權期から事元期へと連續する高麗後期の專制的な政治氣質を示す最も典型的な事例のひとつであるが、⁹⁶それと同じことは、軍事面における「私兵」の存續によっても指摘できる。

（a） 成衆愛馬

事元期の王權は、一方では二軍六衛の公兵組織を再建しようとしながら、その一方では自ら「私兵」を形成し、むしろこの私兵に依存して二軍六衛の公兵組織の缺を補おうとした。たとえば、忠烈王の組織した「忽赤^{コルチ}」は、その代表的な事例である。

忠烈王即位するや、衣冠の子弟の嘗て従いて秃魯花^{トルカカ}（質子）となる者を以て、番を分かちて宿衛せしめ、號して忽赤^{コルチ}と

曰う。〔高麗史〕卷八十二、兵志二、宿衛、元宗十五年八月條⁽⁵⁷⁾

達達人をば忽赤三番に分屬せしめ、中朝の體例に依りて、各番をして三宿して代わらしむ。牽龍等の諸宿衛も、また然り。(同右、忠烈王八年五月條)⁽⁵⁸⁾

右の史料によれば、事元期に入っても「牽龍軍」その他の従来の宿衛組織は一應存続しているものの、その缺を補うために新たに組織された「忽赤」の方が、むしろ宿衛組織の中心として位置づけられていたことが確認できる。「牽龍軍」その他は原則として二軍六衛の軍官・軍人の「別差」によって組織されていたが、「忽赤」はこれとは別に、もっぱら忠烈王個人との「私的な主従關係」に基づいて、「衣冠の子弟の嘗て従いて秃魯花(質子)⁽⁵⁹⁾となる者」のなかから選抜されていたのである。

この種の國王直屬の部隊は、當時の元制にならって「成衆愛馬」⁽⁶⁰⁾、または「成衆官」と呼ばれていたが、それは一般には宮中において國王に奉仕する「私屬」であり、その一部は武装して「私兵」としての役割を果たしていた。

判義興三軍府事鄭道傳等、上書して曰わく、「……。一、司楯・司衣・司幕・司彝・司饗、右件の愛馬は、乃ち前朝(高麗)の季に添設す。宜しく革去すべし。しかれども各々差備あり、卒かに革め難きに似たり。然れども都目に頭爲る者は、諸領の職を受け、本番の事務に閑なきを以て、領に隨うを得ず。これに因りて以て侍衛の虚疎なるを致す。今、各領に削除せる祿官の數を將て、司楯第一番において司直一、副司直一、司正二、副司正二、給事三、副給事三を置き、その餘の三番、および各愛馬は、みなこの例を用い、都目に頭爲るの員將を以て、次第に遷轉して去官せしめよ。

かくの如くんば、則ちその事を有する者その祿を食み、その祿を食む者その事を事とし、名實相い稱い、相い侵亂せず、平かなるに庶からん。……」と。〔朝鮮王朝實錄〕太祖三年二月己亥條⁽¹⁾

右は朝鮮初期における鄭道傳の軍制改革の一部であるが、その内容から、逆に事元期以降における宮中の私屬——いわゆる「成衆愛馬」——の實態を窺うことができる。「成衆愛馬」は形骸化した官僚機構の缺を補うために、國王が私的に召募した宮中の私屬集團であるが、そのなかには、後に「別侍衛」に改編される「司楯・司衣」のように、一種の「私兵」としての役割を果たすものも含まれていた⁽²⁾。したがってそれは、ある意味では武臣執權期に權門が組織した「都房」その他の私兵組織にも擬えることができるのである。

宮中において國王の身邊の警固、および雑用に奉仕する各種の「愛馬」は、その服役日數に應じて「諸領の職を受け」、二軍六衛の軍官職へと進出したが、これは武臣執權期以降、權臣に奉仕する各種の「驅使」が、その服役日數に應じて「初入仕」を許され、また「眞拜把領」を許されて二軍六衛の軍官職へと進出していったことと全く同じである。

ただし、「成衆愛馬」は國王の私屬だけにその地位は高く、たとえば「司楯第一番」のために設定された「司直、副司直、司正、副司正」などの祿官ポストは、それぞれ高麗の舊制では中郎將（正五品）、郎將（正六品）、別將（正七品）、散員（正八品）などの、いわゆる「將相」の官職に相當する⁽³⁾。もちろん、これは朝鮮初期の制度であるが、事元期の「愛馬」に配當された祿官ポストについても概ね同様に考えてよいであろう。つまり、宮中に奉仕する國王の各種の私屬（愛馬）は、その服役日數に應じて中郎將（正五品）、郎將（正六品）、別將（正七品）、散員（正八品）などの、各種の軍官職に進出することが許されていたのである。

しかし、二軍六衛の軍官職に進出したといっても、國王の私屬（愛馬）は「本番の事務に閑なきを以て、領に隨うを得ず」、

つまり引き續き宮中で國王に奉仕しているために、二軍六衛の本來の職務に就くことはない。二軍六衛に分屬する各領の將軍(正四品)は、配下の軍官・軍人を統率して宮中の宿衛や京城内の當直(守當)を擔當していたが、實際には軍官職の多くが宮中の「愛馬」によって流用され、「これに因りて以て侍衛の虚疎なるを致」していたのである。

宮中を宿衛するものが「二軍六衛」の公兵であれ、または「成衆愛馬」の私兵・私屬であれ、それが身邊の警固と雜用を果たしてくれる限りにおいては、國王にとってはどちらでもよかつたのである。しかし、二軍六衛の公兵組織は「軍を選ぶに田を以て」し、「田丁」という立役基盤に支えられた農民兵によって組織されることが原則であつたのに對し、成衆愛馬のなかには農民兵以外の雜多な身分のものが數多く含まれていた。

吏曹また啓して曰く、「内侍・茶房・司楯・司衣・司彝等の成衆阿幕(愛馬)は、宿衛・近侍の任に備う。擇ばざるべからず。その始めて設くるや、必ずその世籍・才藝・容貌を考えて、乃ち入屬を許す。近來、軍役を避けんと謀り、争いて相い投屬す。容あはいは世籍不現・形狀不完・才藝不通の者、また或いは混雜するあり。その仕滿つるに及んで、賢否を論ぜず、但だ都目を以て職を授く。故に朝官を拜する者、或いは職に稱わず、守令に除する者、また或いは民を病む。細故にあらざるなり。その入屬する者、慎簡せざるべからず。……」(『高麗史』卷七十五、選舉志三、銓注、成衆官

選補之法、恭讓王三年四月條)⁽⁴⁾

右の史料によれば、創設時には兩班子弟を中心とする嚴選された組織であつた「成衆愛馬」も、後には軍役忌避の手段と化し、かなり雜多な階層のものが入屬していたことがわかる。これらの投託者のなかには、從來、「限職」の規定によつて官界への進出を制限されていた、いわゆる「雜類」も多く含まれていたにちがいない。これらの「雜類」が官界に進出

し、かれらが「二軍六衛」の公兵組織から「將相・將校」のポストや「田丁」を奪ったことは、高麗後期の官界秩序に大きな混乱をもたらす一因となった⁽⁶⁵⁾。また成衆愛馬への入屬が軍役忌避の手段と化したことは、その反面において二軍六衛の軍人の人的補充を困難にしたことも見逃すことができない。

成衆愛馬は形骸化した公兵組織の缺を補うために、國王が自ら宮中に設けた私兵・私屬である。しかしそれは、王權の眞の基盤である二軍六衛の公兵組織を侵食し、ますます形骸化させるといふ悪循環に陥っていたのである。

(b) 麾下(内廂)

武臣政權の崩壊によって、王權を凌駕する權臣の勢力はひとまず消滅したが、その後、元朝との關係から高麗國內に各種の軍府(萬戶府)が設置されると、軍府の長(萬戶)として軍令權を掌握した官人のなかには、それを基盤として再び私兵を形成するものが現れるようになった。

時に、方慶(金方慶)、中贊(舊の門下侍中)を以て國に當たり、また虎頭金符を受けて都元帥と爲り、權は一國を傾け、田園は州郡に遍^{あまね}し。麾下の將士、日びにその門を擁し、勢に附して威を假る者、中外に横行して、しかもこれを禁ぜず。⁽⁶⁶⁾『高麗史節要』卷十九、忠烈王三年十二月條

金方慶は「三別抄の亂」の平定作戦において、また後には元朝の「日本遠征」において軍司令官として活躍した、この時期の代表的な武臣であるが、戦時の軍令權——「虎頭金符」はその象徴——を有するかれの門下には、その「麾下」の將士たちが日々宿衛に當たっていた。

「麾下」とはその文字どおり、軍司令官の「麾^{はた}」のもとにいる軍官・軍人たちのことであるが、『高麗史』卷一百四、金

方慶傳では、この「麾下」の將士たちのことを「内廂」とも稱している。⁽⁶⁷⁾「内廂」とは、軍司令官の内衙の「廂」——正室に對する次の間——に控える宿衛の兵士たちのことで、延いては軍司令官の直屬の部隊のことを「内廂」というのである。ちなみに、朝鮮時代には國王の側近の禁衛軍を「内禁衛」と稱したが、この部隊は元々「内廂直」と稱していた。⁽⁶⁸⁾これも「内廂」に當直する兵士の意味で、當時は國王に限らず、軍司令官の直屬の兵士のことを廣く「内廂」と稱していたのである。

ところで、これらの「麾下」の將士たちは、二軍六衛の各領から編成された他の一般の將士たちとは明確に區別されていた。

(忠烈王)三年(二二七七)、方慶、往きて忻都に碩州に見えて還る。將士みな碧瀾渡に迎う。進義(盧進義)、卮酒を具して進む。方慶の麾下の士、その己に先んずるを惡み、これを止む。進義曰く、「諸軍と麾下と、みな人なり。何の先後かこれ有らんや」と。韓希愈曰く、「これ悖理の人。請う飲むなかれ」と。方慶にわかにつつ。進義等これを銜む。⁽⁶⁹⁾

麗史』卷一百四、金方慶傳)

右の史料において、金方慶を碧瀾渡(開城の西、禮成江下流の外港)に出迎えた「將士」たちは、いずれも形式的には金方慶の指揮下に入っていたのであろう。しかし、國家によって編成され、軍司令官のもとに臨時に配屬された「諸軍」と、もと軍司令官に直屬する「麾下」とでは、「卮酒」を奉げる順番にも明確な區別があったことに注目したい。

「諸軍」の將士と軍司令官との關係は、國家によって編成された臨時の上下關係にすぎず、本来、作戦が終わればその上下關係も改編ないしは解消されることが原則となっている。これに對し、「麾下」の將士たちは、もともと軍司令官に「門

「客」ないし「驅使」として隨從し、軍隊の徵募に應じてそのまま軍司令官の「麾下」に入り込んだものが多かったのではないかと考えられる。

したがって、「麾下」の將士と軍司令官との関係は、單に國家によって編成された臨時の上下關係に留まるものではなく、そこには一種の「私的な主從關係」が明確に成立していたにちがいない。この「私的な主從關係」によって結ばれた軍司令官とその「麾下」の將士たちは、國家による編成とは別個の次元で、常にその關係を維持していく。そこには武臣執權期において成立した「權門」と「私兵」との關係が、明らかに再現されていたのである。

(c) 牌記

平時編成における二軍六衛の形骸化は、それをもとに編成される戰時編成としての「三軍」——あるいは「五軍」——にも深刻な影響を及ぼすことになった。

そもそも、戰時における「三軍」ないし「五軍」の組織は、平時において二軍六衛に分屬する各領の將軍、及びその指揮下の軍官・軍人を單位として、いくつかの「領」を束ねて「軍」を組織し、その「軍」の司令官として文武三品以上の官人を臨時に「兵馬使」ないし「元帥」に任命する制度になっていた。ところが、一領一千人を基本とする各領の編成は、實際には必ずしもその定額を満たしていたわけではない。⁷⁰また將軍の指揮下の軍官にしても、そのポストは各種の「愛馬」に流用されて、實際には將軍の指揮下を離れていた。したがって、このような状態で戰時にいくつかの「領」を束ねたとしても、それだけでは「軍」を編成するだけの十分な兵力を確保することができなかった。

このため、高麗末期において各種の軍司令官に任命された官人たちは、それぞれ任命された時点で獨自に軍人を徵募し、これによって各領の軍人の缺を補うことが認められていた。しかも、高麗末期においては、「倭寇」その他の要因によって「元帥」や「兵馬使」——後に「節制使」——などの軍司令官の任命が常態化し、任命された軍司令官のなかには「留京

節制使」と稱して王京にそのまま待機しているものが少なくなかった。

これらの内外の軍司令官たちは、それぞれ自己の管轄する地域（道）から獨自に農民兵を徵募して、これを「牌記」と呼ばれる兵籍に登録するようになったのである。

高麗の末、官は兵を籍せず、諸將おのおの占めて兵と爲し、號して牌記と曰う。〔朝鮮王朝實錄〕太祖即位前記^①

「牌」とは兵士が身につける名札（號牌）の意、「牌記」はその「牌」を所持する兵士の名籍というほどの意味であろう。この牌記に登録された農民兵は、國家（州縣）の支配を離れて、事實上、軍司令官の私兵と化していたが、そのことは、次の趙浚の上言にも端的に示されている。

憲司（趙浚）上狀すらく、「我が國の百姓は、事あれば則ち軍と爲り、事なければ則ち農と爲り、故に軍民一致す。近年以來、各道の節制使（留京節制使）は、先を争いて牒を下し、道内郡縣および京畿の農民をして、無事の時といえども、累朔京に居らしめ、人馬疲困して民怨甚だし。ただに貢賦の百姓のみならず、郷社の里長に至るまで、また皆これに隸す。國に利あらず、民に便ならず。今後、才智兼ねて全き者を選んで節制使と爲し、その額數を定め、中外の軍士を統べしめ、その餘の節制使は、一皆革罷せん。外方および京畿郡縣の軍民もまた、皆放還し、農を勧め業に安んぜしめて、以て邦本を固めん」と。これに従う。〔高麗史〕卷八十一、兵志一、兵制、恭讓王二年十二月條^②

右の趙浚の上言によると、このころ各道の節制使（留京節制使）は、王京に居ながらにしてその管轄の道から農民兵を徵

募し、「無事の時といえども、累朔京に居らしめ」ていたというが、それは恐らくは、軍事訓練のためであると同時に、軍司令官個人の身邊の警固や雑用に奉仕させるため——要は、これを「驅使」として使役するため——でもあったのであろう。

また況んや、外方各道の軍馬は、諸の節制使に分屬し、或いは侍衛と稱し、或いは別牌、及び私伴僮と稱し、番上の煩、徵發の擾、その弊はなほだ多し。陪従の衆、田獵の數、その勞また極む。人飢うえて馬困しみ、雨雪に暴露し、私門に直宿し、衆心怨咨し、はなはだ憫むべきなり。方今の巨弊、これより甚だしきはなし。〔朝鮮王朝實錄〕恭靖王(定宗)二年四月辛丑條⁽⁷³⁾

右は直接には朝鮮初期の記事であるが、高麗末の私兵についてもその實態は同様であろう。かれらは軍隊として徵募されながら、実際には「陪従」や「田獵」に使役され、「私門に直宿」して、ほとんど軍司令官の「驅使」と同然に使役されていた。

大國三軍、古制なり。中ごろ權臣の廢する所と爲る。宰相おのおの元帥と稱し、一民としてその有にあらざるなし。〔高麗史〕卷一百十九、鄭道傳傳⁽⁷⁴⁾

右は「三軍都摠制府」の設立に際しての恭讓王の發言であるが、ここでは高麗末に權臣たちがそれぞれに私兵を形成し、國家の公民支配を搖るがしていた事實が端的に示されている。

「一民としてその有にあらざるなし」というのは、もちろん誇張された表現にはちがいない。しかし、國王の危惧したところは、決して杞憂ではなかったのである。

おわりに

以上、本稿では高麗時代の公兵組織である「二軍六衛」が、後期における「私兵」の發達によって如何に形骸化していったかを明らかにした。もちろん、高麗後期の私兵については、これまでも数多くの研究論文が發表されているが、本稿ではとりわけ公兵組織と私兵との關係——前期兵制に内在する「私兵的要素」の發展——という觀點から問題を追究することに意を用いたつもりである。

高麗後期における私兵の發達は、要するに軍司令官とその隨從（驅使）との間に結ばれた、一種の「私的な主從關係」の擴大である。この私的な主從關係は、形式的には公兵組織の外皮を纏っているものの、高麗末期の王權には個々の私兵集團を眞に統率するだけの力はなく、むしろ王權そのものが「成衆愛馬」という私屬を擁した一個の私兵集團にまで成り下がっていたのである。

したがって、形式と化した「二軍六衛」の公兵組織をその内面から立て直さない限り、高麗という國家は「私的な主從關係」によって支えられた私兵集團の寄せ集め——いわば高麗初期の「豪族連合政權」——の状態を抜け出すことができなかつた。だからこそ、趙浚、鄭道傳らの改革派の官僚たちは、なによりもまず、「私兵」を解體して「二軍六衛」の公兵組織を復興させることを目標としたのである。

その際、克復すべき主要な問題點としては次のものがあつた。第一に、國王の私屬である成衆愛馬、および各道軍司令

官の擁する私兵を解体して「二軍六衛」の公兵組織のなかに取り込まなければならぬ。第二に、肥大化した「二軍六衛」の祿官ポストを整飭し、「私的な主従關係」によって進出した「雜類」の勢力を祿官ポストから排除しなければならぬ。第三に、常態化した戦時編成としての「三軍」の組織を、平時編成としての「二軍六衛」の組織に還元しなければならぬ。

恭讓王三年（一二三九）正月における「三軍都摠制府」の設立は、ひとまず、これらの改革の出発点となったが、その究極的な目標の實現には、以後、さらに八十年餘りの歲月が必要とされた。高麗末期の諸課題を引き継いだ朝鮮初期における一連の兵制改革については、他日、別稿において詳論することを期約したい。

注

- (1) 『三國史記』卷十一、新羅本紀、眞聖王三年條。國內諸州郡、不輸貢賦、府庫虛竭、國用窮乏、王發使督促。由是、所在盜賊蜂起。於是、元宗・哀奴等、據沙伐州、叛。
- (2) 拙稿「高麗における軍令權の構造とその變質」（『東方學報』京都第七十冊、一九九八年三月、京都、京都大學人文科學研究所）。以下、高麗の兵制に關する記述は、すべてこの拙稿での議論を前提とする。
- (3) 拙稿「高麗時代における土地所有の諸相」（『史林』第八十七卷第六號、二〇〇四年十一月、京都、史學研究會）。以下、高麗の田制に關する記述は、すべてこの拙稿での議論を前提とする。
- (4) たとえば、旗田巍氏の晩年の諸業績。旗田巍「高麗の武人崔氏の家兵」（『白河洪淳昶博士還曆紀念史學論叢』、一九七七年、ソウル、螢雪出版社）。同「高麗武人の政權爭奪の形態と私兵の形成」（『古代東アジア史論集』上卷、一九七八年、東京、吉川弘文館）。同「高麗の武人と地方勢力——李義政と慶州」（『朝鮮歴史論集』上卷、一九七九年、東京、龍溪書舍）。その他、武臣執權期に關する專著として、『高麗武臣政權研究』閔内河著（一九九〇年、ソウル、成均館大學校出版部）、『高麗武人政權研究』洪承基編（一九九五年、ソウル、西江大學校出版部）、『高麗武人政權期研究』黃秉晟著（一九九八年、ソウル、新書苑）、『高麗の武人政權』金塘澤著（一九九九年、ソウル、國學資料院）などの研究がある。
- (5) 『唐律疏議』卷二十八、捕亡、宿衛人亡條、疏。問曰、衛士於宮城外守衛、或於京城諸司守當、或被配於王府上番。如此之徒、而有逃亡者、合科何罪。答曰、宮城之外、兼及皇城・京城。若有逃亡、罪亦與宿衛不別。若其準減三等之例、即太輕於在家而亡。是知守當雜犯、有減三等之科。逃亡之辜、得罪與宿衛不異。
- (6) 『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗十一年五月條。揭榜云、……其領內十將・六十有闕、除他人、竝以領內丁人、遷轉錄用。中禁・都知・白甲別差、亦以丁人當差。
- (7) 『拙叢千百』（高麗・崔瀛撰）卷一、皇元高麗故通憲大夫・知密直司

- 事・右常侍・上護軍崔公(崔雲)墓誌銘。大德己亥(忠烈王二十五年、一二九九)、換武資、以神虎衛別將、別差牽龍行首。
- (8) 『高麗時代親衛軍研究』宋寅州著(二〇〇七年、ソウル、一潮閣)
- (9) 『朝鮮王朝實錄』世宗十二年七月壬子條。兵曹啓、「中禁、以年十五歲以下者差定、數凡二十四人。毎年一人、八品去官。故十六歲以上者未得供職、閑遊待次去官、未便。請年滿二十歲、則移屬近仗、通計前仕去官。否則革之、擇各司奴子二十人、定屬、年滿二十、隨即移屬別監・小親侍。」命與政府諸曹同議。左議政黃喜等以爲、「中禁之任、御前通喝、其任匪輕。前此、必以容貌端正、聲音清亮者差定。非近仗比也。且其數止二十餘人。故去官最速。因此人多爭入。其閑遊待次去官、即就閑待次之例、於國無弊。若令移差近仗、則所任卑賤、且去官太遲、自願者罕少。宜仍舊。」從之。
- (10) 『明史』卷七十四、職官志、宦官條。都知監。掌印太監一員。僉書・掌司・長隨・奉御、無定員。舊掌各監行移・關知・勘合之事、後惟隨駕、前導警蹕。
- (11) 周藤吉之「高麗前期の鈴轄・巡檢と牽龍——宋の鈴轄・巡檢・牽龍官との關連において——」(『高麗朝官僚制の研究』所收、一九八〇年、東京、法政大學出版局)
- (12) 『高麗史』卷一百一、權守平傳。牽龍職卑而任寵、權貴子弟、皆願爲之。
- (13) 『高麗史節要』卷十六、高宗二十三年二月條。樞密院副使金若先妻、因燈夕入內。王、以太子妃母、命其府牽龍行首、中禁・都知、及將軍等、爲僕從。輿蓋服飾、一如王妃。識者曰、「下之僭上、上自啓之也。」(『高麗史』卷一百一、金台瑞傳附、金若先傳に關連記事)
- (14) 宋寅州氏が「その府の牽龍行首」を樞密院(樞府)の牽龍行首と解釋しているのは失考である(前掲書、一四三―一四六頁)。
- (15) 『高麗史』卷一百二十七、叛逆一、李資謙傳。王又遣使、冊爲亮節翼命功臣、中書令、領門下・尙書都省事、判吏兵部・西京留守事、朝鮮國公、食邑八千戶、食實封二千戶。府號崇德、置僚屬。宮曰懿親。
- (16) 『宣和奉使高麗圖經』(宋・徐兢撰)卷二十一、阜隸、小親侍。小親侍、紫衣頭巾、復被其髮。蓋宮幃中所使小僮也。王之貴戚與從臣、時亦給之。麗人、大率未娶者、皆裏巾而被髮于後。既娶而後、束髮。其爲小親侍、皆纔十餘歲。稍長、則出宮焉。
- (17) 以下、驅使に關する記述は、拙著『高麗官僚制度研究』(二〇〇八年、京都、京都大學學術出版會)の結論第三節「雜姓庶人と雜類の進出」(四二五頁〜四三五頁)における議論を前提とする。なお、拙著執筆時には参照できなかったが、오일全著『高麗時代役制と身分制變動』(二〇〇〇年、ソウル、慧眼)における「驅史」の記述(特に九八〜一九九頁)にも學ぶところが多い。
- (18) 『高麗史』卷一百二十七、叛逆、拓俊京傳。拓俊京、谷州人。其先本州吏。家貧、不能學問、與無賴輩遊。求爲胥吏、不得。肅宗爲難林公、就其府爲從者、遂補樞密院別駕。
- (19) 『高麗史』卷一百一、金光中傳。光中、累官至諫議大夫・秘書監。嘗愛驅使朴光升、與衣食畜之、請於人、補隊校(隊正・校尉)。鄭仲夫之亂、光升引光中、匿人家、密告害之。
- (20) 當該史料の繫年を疑う根據については、拙稿「高麗における軍令權の構造とその變質」の注(54)にその概要を述べた。
- (21) 『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗十一年(一一四五)五月條。揭榜云、「國家之制、近仗及諸衛、每領設護軍一、中郎將二、郎將五、別將五、散員五、伍尉二千、隊正四十、正軍(訪)丁人一千、望軍丁人六百、凡扈駕・内外力役、無不爲之。比經禍亂、丁人多闕。丁人所爲徭役、使祿官・六十代之。因此、領役艱苦、爭相求避、伍尉・隊正等、未能當之。若有國家力役、乃以秋役軍・品從・五部坊里各戶刷出、以致騷擾。今國家太平、人物如古、宜令一領各補一二百名、除京中五部坊里、各司從公令史・主事・記官、有蔭品官子、有役賤口外、其餘兩班及内外白丁人子、十五歲以上・五十歲以下、選出充補、使選軍別監、依前丁丁連立。其領內十將・六十有闕、除他人、竝以領內丁人、

- (22) 『高麗史』卷一百、鄭邦佑傳。鄭邦佑、起自電吏。明宗朝、累遷大將軍・知御史臺事。以賤系拜臺官、人皆笑之。〔賤系〕といっても、門閥貴族から見て家柄の賤しいことを述べているだけで、「奴婢身分」という意味ではない。電吏の役に入属するものは、主として郷吏家門の子弟、ないし一般良民で、だからこそ、電吏はその功勞によって軍官職に進出することが許されていたのである。
- (23) 『高麗史』卷二十一、元宗五年七月己亥條。宣旨曰、「自祖聖以來、全仗佛教密護延基。夫仁王般若、徧爲護國安民最勝法文。如經所說、百師子等法寶威儀、乃道場之急具也。往者移都時、師子座不能輸入。及乎法筵、儀不如法。金俊爲寡人親朝、欲設仁王法會、印成是經新舊譯各一百二部、造師子座一百、彩畫粧飾。至於供具衣物、無不精備。忠誠深重。以金俊丘史十人、許初入仕。十人眞拜把領。親侍二十人、假著幘頭。造成監役人、皆賜爵。諸色匠人、亦賜物有差。」
- (24) 「驅使」の「驅」字は別體では「駟」字となり、これが省略されると「丘」字になる。また「使」字は草書體では「史」字に似ているので、これも省略されると「史」字になることが多い。したがって、「驅使」は「驅史」、「駟史」、「丘史」とも標記される。
- (25) 『唐律疏議』卷八、衛禁、宿衛兵仗遠身條。諸宿衛者、兵仗不得遠身。違者、杖六十。……〔疏〕議曰、兵仗者、謂橫刀常帶。其甲・稍・弓・箭之類、有時應執著者、竝不得遠身。不應執帶者、常自近身。輒遠身者、各杖六十。
- (26) 『唐律疏議』卷十六、私有禁兵器條。諸私有禁兵器者、徒一年半〔謂非弓・箭・刀・楯・短矛者〕。〔疏〕議曰、……注云「謂非弓・箭・刀・楯・短矛者」、此上五事、私家聽有。
- (27) 『唐六典』卷三、尚書戶部、戶部郎中・員外郎條。凡京司文武職事官、皆有防閑。一品九十六人、二品七十二人、三品三十八人、四品三十二人、五品二十四人。六品給庶僕十二人、七品八人、八品三人、九品二人。(高麗の驅使は唐朝の防閑・庶僕に相當する。したがって、それは高麗でも戸部の管轄に属したのであろう。なお、高麗における驅使の定額は、『高麗史』卷七十二、輿服志、鹵簿、百官儀從、明宗二十年條の王命(判)に見えている)
- (28) 『宣和奉使高麗圖經』卷二十一、阜隸、驅使。驅使、與仙郎相類。大抵皆未娶之人。在貴家子弟、則稱仙郎。故其衣、或紗或羅、皆早也。又有一等、縵袖烏巾、即庶官小吏之奴、名驅使者也。
- (29) 「仙郎」は新羅時代の「花郎」で、高麗時代には「國仙」とも呼ばれている。「國仙」には主として官人家門の子弟が選拔され、各種の佛教行事に奉仕して、その功勞によって「初入仕」を許されていた(拙著『高麗官僚制度研究』四四二頁)。
- (30) 『宣和奉使高麗圖經』卷二十一、阜隸、丁吏。丁吏、蓋丁壯之人、初置吏者也。舊說、轉爲頂禮、蓋是語音訛謬。自此升補爲吏、由吏而後授官。自令官而下、各給丁吏、以備使令。視官品而爲多寡之差。其常執事、則文羅頭巾。人使至、則加幘。每貴臣、從者一二人。惟伴官屈使從者、與使副所給一等服飾耳。／同書、卷二十二、雜俗一、給使。給使之賤、視官品而爲多寡之數。國相、丁吏四人、驅使三十人。令官倍之。……丁吏多前驅。給使執巾瓶、從物後隨。列卿而上、丁吏三人、驅使二十人。正郎、丁吏二人、驅使十五人。員外以上、丁吏一人、驅使十人。初品共給三人。皆官奴隸也。世代相承爲之。
- (31) 『高麗史』卷七十五、選舉志三、銓注、凡限職、高宗四十五年二月條。崔竑、以家奴李公柱爲郎將。舊制、奴婢雖有大功、賞以錢帛、不授官爵。崔沆秉政、欲收人心、始除其家殿前公柱・崔良伯・金仁俊、爲別

將。聶長壽爲校尉。金承俊爲隊正。至是、奴等曰、「公柱、身事三世、年老有功、請加參職。」奴隸拜參、始此。〔高麗史節要〕卷十七、高宗四十五年二月條に關連記事)

(32) 拙著『高麗官僚制度研究』第七章「高麗時代の内侍と内僚」、参照。以下、奴隸身分の「驅使」に關する記述は、すべてこの拙著での議論を前提とする。

(33) 『高麗史』卷一百二十、金俊傳。金俊、初名仁俊。父允成、本賤隸、背其主、投崔忠獻、爲奴、生俊及承俊。……朴松庇・宋吉儒等、譽於崔怡。怡遂倚信、每出入、必使俊扶持、授殿前承旨。……及襲權、補別將、益親信。沈死、竄獨、任崔良伯・柳能、而疎俊。俊心不平。及吉儒之敗、益相疑貳。高宗四十五年(一二五八)、與柳墩・松庇等、誅竄、復政于王。……即授將軍、賜衛社功臣號、策勳爲第二、尋拜右副承宣。

(34) 『高麗史』卷一百二十三、嬖幸一、李之氏傳。(金)義光、忠州官奴、父壯、附崔怡。義光遂爲其府內豎。官累密直副使。／同書卷一百二十五、姦臣一、宋邦英傳。(宋)均、本合德官奴、屬內僚、官至護軍。

(35) 『高麗史節要』卷七、肅宗九年十二月條。尹璣奏、「臣所以敗於女眞者、彼騎我步、不可敵也。」於是建議、始立別武班。自文武散官吏胥、至于商賈僕隸、及州府郡縣、凡有馬者、爲神騎、無馬者、爲神步・跳蕩・梗弓・精弩・發火等軍。年二十以上男子、非舉子、皆屬神步兩班、與諸鎮府軍人、四時訓練。又選僧徒、爲降魔軍、以圖再舉。〔高麗史』卷八十一、兵志、肅宗九年十二月條に關連記事)

(36) 『牧隱文稿』(高麗・李穡撰)卷十五、碑銘、高麗國大臣完山君諡文眞崔公墓誌銘并序。選軍以田、其法舊矣。命公(崔宰)爲其都監使。一人受田、有子孫、子孫傳之、無則他人代受。

(37) 『高麗史』卷一百、慶大升傳。武官或宣言曰、「鄭侍中、首唱大義、沮抑文臣、雪吾曹累年之憤、以張武威、功莫大焉。今大升、一朝而尸四公、執討之耶。」大升懼、招致死士百數十人、留養門下、以備之。號曰都房。爲長枕大被、令輪日直宿、或自共被、以示誠款。未幾、辭職家

居。然國有大事、必就關決。〔高麗史節要〕卷十二、明宗九年九月條に關連記事)

(38) 『高麗史』卷一百二十九、叛逆、崔忠獻傳。忠獻自知縱恣、恐其變生不測、凡文武官・閑良・軍卒、強有力者、皆招致、分爲六番、更日直宿其家、號都房。其出入、合番擁衛、如赴戰陣。〔高麗史節要〕卷十四、神宗三年十二月條に關連記事)

(39) 旗田巍「高麗武人の政權爭奪の形態と私兵の形成」〔古代東アジア史論集〕上卷、一九七八年、東京、吉川弘文館、四〇三〜四〇四頁、參照。

(40) 『高麗史』卷七十二、輿服志、鹵簿、百官儀從、明宗二十年條、參照。「閑良」とは、未だ「官職」にも「職役」にも就いていない良人の意で、主には官人家門の子弟を指す。かれらは將來官人として出仕するであろうことを前提に、慣例として軍役その他の職役を免除されていたのである。

(41) 『高麗史』卷一百二十九、叛逆、崔忠獻傳。(熙宗)二年(一一〇六)、詔曰、「門下侍中、晉康侯忠獻、當先君即政之時、及寡人繼統之初、以至于今、竭誠夾輔、有大功業。可立府以崇賞典。」命禮司及樞密院、立都監、遣使册忠獻爲晉康侯、立府曰興寧、置僚屬。以興德宮屬之。忠獻迎命于男山第。諸王皆詣其門。禮畢、宴册使、贈犀帶・白金・綾絹・鞍馬、甚厚。其餘、讀册以下諸執事、亦贈白金・綾絹、有差。夜、更宴諸王、因奏留使副。其帳具花果、絲竹聲伎之盛、自三韓以來、人臣之家、所未有也。自後、忠獻出入宮禁、便服張蓋、侍從門客、殆三千人。

(42) 『高麗史節要』卷十四、熙宗五年九月條。崔忠獻、會賓客、設重陽宴、使都房有力者手搏、勝者、即授校尉・隊正、以賞之。

(43) 前掲注(31)、參照。

(44) 『高麗史節要』卷十五、高宗六年九月條。初忠獻有婢曰桐花。有姿色、里人多通。忠獻亦嘗私之。一日戲曰、「汝以誰爲適夫耶。」婢以興海貢

(45) 居。然國有大事、必就關決。〔高麗史節要〕卷十二、明宗九年九月條に關連記事)

(46) 『高麗史』卷一百二十九、叛逆、崔忠獻傳。忠獻自知縱恣、恐其變生不測、凡文武官・閑良・軍卒、強有力者、皆招致、分爲六番、更日直宿其家、號都房。其出入、合番擁衛、如赴戰陣。〔高麗史節要〕卷十四、神宗三年十二月條に關連記事)

(47) 旗田巍「高麗武人の政權爭奪の形態と私兵の形成」〔古代東アジア史論集〕上卷、一九七八年、東京、吉川弘文館、四〇三〜四〇四頁、參照。

(48) 『高麗史』卷七十二、輿服志、鹵簿、百官儀從、明宗二十年條、參照。「閑良」とは、未だ「官職」にも「職役」にも就いていない良人の意で、主には官人家門の子弟を指す。かれらは將來官人として出仕するであろうことを前提に、慣例として軍役その他の職役を免除されていたのである。

- 生崔俊文對。忠獻、即召俊文、畜於家、奴使之、遂補隊正、日見寵任。凡請謁者、皆附。累遷至大將軍。
- (46) 拙著『高麗官僚制度研究』第三章「高麗時代の銓選と告身」、参照。
- (47) 『高麗史』卷二百四、金方慶傳。入爲牽龍行首。時禁衛爭附權門、宿衛甚懈。方慶憤其然、雖疾不請告。直廬湫隘、衛士皆寓宿于外。同僚姓朴者、欲邀致一娼。方慶固止之。朴慚謝。
- (48) 金方慶は『高麗史節要』卷十六、高宗三十五年三月條に「(北界)兵馬判官金方慶」として見える。かれが「入りて牽龍行首と爲」ったのはその直後であるから、おおむね崔氏政權の末期(崔沆・崔瑄の代)に相當する。
- (49) 『唐律疏議』卷七、衛禁、宿衛上番不到條。諸宿衛人、應上番不到、及因假而違者、一日笞四十、三日加一等、過杖一百、五日加一等、罪止徒二年。
- (50) 『唐律疏議』卷七、衛禁、宿衛冒名相代條。諸宿衛者、以非應宿衛人、冒名自代、及代者、入宮內、流三千里。殿內、絞(疏、省略)。若以應宿衛人(謂已下直者)自代、及代者、各以闌入論。/同書卷八、宮門等冒名守衛條。諸於宮城門外、若皇城門守衛、以非應守衛人、冒名自代、及代之者、各徒一年(疏、省略)。以應守衛人代者、各杖一百。京城門、各減一等(疏、省略)。其在諸處守當者、各又減二等。餘犯應坐者、各減宿衛罪三等(疏、省略)。
- (51) 『高麗史節要』卷十八、元宗十一年五月條。初、崔瑀、以國中多盜、聚勇士、每夜巡行禁暴、因名夜別抄。及盜起諸道、分遣別抄以捕之。其軍甚衆、遂分爲左右。又以國人自蒙古逃還者、爲一部、號神義軍、是爲三別抄。權臣執柄、以爲爪牙、厚其俸祿、或施私惠、又籍罪人之財而給之。故權臣頤指氣使、爭先效力。金俊之誅崔瑄、林衍之誅金俊、松禮之誅惟茂、皆藉其力。
- (52) 『高麗史』卷二十三、高宗世家、二十二年八月辛亥條。崔瑀都房・夜別抄都領李裕貞、自請擊賊。授兵百六十人、遣之。
- (53) 『唐六典』卷二十五、諸衛府、左右金吾衛條。左右金吾衛大將軍・將軍之職、掌宮中及京城晝夜巡警之法、以執禦非違。/同、左右監門衛條。左右監門衛大將軍・將軍之職、掌諸門禁衛・門籍之法。……中郎將、掌監諸門及巡警之法。凡宮殿門及城門、皆左右出入。其監門官宰檢校者、聽從便門出入。(高麗の制度は未詳であるから、しばらく唐制を参照する)
- (54) 周藤吉之「高麗前期の鈴轄・巡檢と牽龍——宋の鈴轄・巡檢・牽攏官との關連において——」(前掲注(11))、参照。
- (55) 『高麗史』卷二十七、元宗世家、元宗十四年十月辛未條。傳旨曰、「向者討耽羅、京外別抄、亡命者甚多、不可不懲。故曾以罪狀輕重、徵銀、收其田丁。今國家多難、天文屢變、欲修德弭災。其已徵白銀外、其所收田丁、悉令還之。」
- (56) 拙著『高麗官僚制度研究』第三章「高麗時代の銓選と告身」、参照。
- (57) 『高麗史』卷八十一、兵志二、宿衛、元宗十五年八月條。忠烈王即位、以衣冠子弟、嘗從爲禿魯花者、分番宿衛、號曰忽赤。
- (58) 同右、忠烈王八年五月條。達達人、分屬忽赤三番、依中朝體例、令各番、三宿而代。牽龍等諸宿衛、亦然。
- (59) 禿魯花(トルカク)はモンゴル語で質子の意。森平雅彦「元朝ケシク制度と高麗王家——高麗・元關係における禿魯花の意義に關連して」『史學雜誌』百十卷二號、二〇〇一年二月、東京、史學會)、参照。
- (60) 忽赤が成衆愛馬の一つであることについては、『朝鮮王朝實錄』世宗元年二月己亥條に、「高麗事元以來、府衛之職、皆近習請托、不肯任職、乃置忽赤・汚達赤等成衆愛馬、以備宿衛」とある記事が参考になる。「愛馬(アイマク)」とはモンゴル語で部隊・集團の意。「成衆(衆を成す)」というのはその意譯であろう(岩井茂樹教授の示教)。白鳥庫吉『高麗史』に見えたる蒙古古語の解釋』『朝鮮史研究』所收、一九八六年、東京、岩波書店)、金昌洙「成衆愛馬考——麗末鮮初身分階層の一斷面」(『東國史學』第九・十輯、一九六六年、ソウル、東國史學會)

等、參照。

(61) 『朝鮮王朝實錄』太祖三年二月己亥條。判義興三軍府事鄭道傳等上書曰、「……一、司楯・司衣・司幕・司贊・司贊、右件愛馬、乃前朝之季添設、宜在革去。而各有差備、似難卒革。然都目爲頭者、受諸領之職、以本番事務無閑、不得隨領。因此、以致侍衛虛疎。今將各領削除祿官之數、於司楯第一番、置司直一、副司直一、司正一、副司正一、給事三、副給事三。其餘三番、及各愛馬、皆用此例、以都目爲頭員將、次第遷轉、去官。如此、則有其事者食其祿、食其祿者事其事、名實相稱、不相侵亂、庶乎平矣。」

(62) 『朝鮮王朝實錄』恭靖王(定宗)二年(太宗即位年)十二月己酉條。初置別侍衛、革司楯・司衣。司楯・司衣等一千三百人、以別牌朝士、代司楯之任、以內侍向上、代司衣之任。初、判三軍府事李茂、請罷司楯・司衣、屬三軍府、選子弟有武才者、號別侍衛、分爲左右、三分入直、上坐正殿、佩弓矢、分立左右。……命三軍府、選子弟、充別侍衛。

(63) 『朝鮮王朝實錄』太祖三年二月己亥條。判義興三軍府事鄭道傳等上書曰、「……謹將府衛合行事件、條具于後。……一、上將軍改都尉使、大將軍改都尉僉事、都護諸衛。將軍改中軍司馬、左軍司馬、右軍司馬。將軍改司馬、中郎將改司直、郎將改副司直、別將改司正、散員改副司正、尉改隊長、正改隊副。……上從之。」

(64) 『高麗史』卷七十五、選舉志三、銓法、成衆官選補之法、恭讓王三年四月條。史曹又啓曰、「內侍・茶房・司楯・司衣・司贊等成衆阿幕、備宿衛近侍之任、不可不擇。其始設也、必考其世籍・才藝容貌、乃許入屬。近來謀避軍役、爭相投屬、容有世籍不現・形狀不完・才藝不通者、亦或混雜。及其仕滿、不論賢否、但以都目而授職。故拜朝官者、或不稱職、除守令者、亦或病民、非細故也。其入屬者、不可不慎簡焉。願自今、本曹必考戶籍及初入仕朝謝(職牒)、觀其容貌、仍試其藝、其於書算射御中、通一藝者、許令入屬。雖舊屬者、亦皆考覈。且內侍・茶房、其數已定、司楯・司衣・司贊、則尚無定額、入屬之徒、無有紀極。請

刪定員數、司楯四番、各五十人、司衣四番、各四十人、司贊四番、各三十人。從之。

(65) 拙著『高麗官僚制度研究』第七章「高麗時代の内侍と内僚」、參照。

(66) 『高麗史節要』卷十九、忠烈王三年十一月條。時、方慶以中贊當國、又受虎頭金符、爲都元帥、權傾一國、田園遍州郡、麾下將士、日擁其門、附勢假威者、橫行中外、而不及禁。

(67) 『高麗史』卷一百四、金方慶傳。權傾一國、田園遍州郡。麾下將士、號內廂、日擁其門。附勢假威者、橫行中外、而不及禁。〔高麗史節要』卷十九、忠烈王三年十二月條に關連記事)

(68) 『朝鮮王朝實錄』太宗七年十月辛丑條。改內(上)(廂)直爲內禁衛。/同、世宗三十年九月乙巳條。……上又曰、「內禁衛者、本號內廂直。太宗所設、而數亦不多。後改內侍衛、又改爲內禁衛。……」

(69) 『高麗史』卷一百四、金方慶傳。東征之役、金旆溺死。方慶以韋得儒不救主將、奏罷其職。即將盧進義、從方慶攻珍島、不力戰、掠人財產。方慶沒入官。金福大亦當時從軍者。三人俱有憾於方慶。(忠烈王)三年(一二七七、年六十八)、方慶往見忻都於碩州而還、將士皆迎于碧瀾渡。進義具卮酒而進。方慶麾下士、惡其先已、止之。進義曰、「諸軍與麾下、皆人也。何先後之有。」韓希愈曰、「此悖理之人。請勿飲。」方慶遽起。進義等衛之。

(70) 『高麗史』卷一百一、李藏用傳。時永寧公綽、在蒙古、言、「高麗有三十八領、領各千人、通爲三萬八千人。若遣我、當盡率來、爲朝廷用。」史丞相、召藏用、至中書省、問之。藏用曰、「我太祖之制、蓋如此。比來死於兵荒、雖曰千人、其實不然。亦猶上國萬戶牌子頭數目、未必足也。請與綽東歸點閱。綽言是、斬我。我言是、斬綽。」綽在側、不敢復言。

(71) 『朝鮮王朝實錄』太祖即位前記。高麗末、官不籍兵、諸將各占爲兵、號曰牌記。大將若崔瑩、邊安烈、池龍壽、禹仁烈等、幕僚士卒、有不如意者、詬罵無所不至、或加榜捶、至有死者、麾下多怨望。太祖性稟嚴

重簡默、平居常閉目而坐、望之凜然。及至接人、渾是一團和氣、故人皆畏而愛之。其在諸將中、獨禮接麾下、平生無諍語。諸將麾下、皆願屬者。

(72)

『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、恭讓王二年十二月條。憲司上狀、「我國百姓、有事則爲軍、無事則爲農、故軍民一致。近年以來、各道節制使、爭先下牒、使道內郡縣及京畿農民、雖無事時、累朔居京、人馬疲困、民怨爲甚。非唯貢賦百姓、至於鄉社里長、亦皆隸屬。不利於國、不便於民。今後擇才智兼全者、爲節制使、定其額數、使統中外軍士。其餘節制使、一皆革罷。外方及京畿郡縣軍民、亦皆放還、勸農安業、以固邦本。」從之。(『高麗史』卷一百十八、趙浚傳に關連記事)

(73)

『朝鮮王朝實錄』恭靖王(定宗)二年四月辛丑條。罷私兵。司憲府兼大司憲權近、門下府左散騎金若采等、交章上疏曰、「……又況外方各道軍

馬、分屬諸節制使、或稱侍衛、或稱別牌、及私伴儻、番上之煩、徵發之擾、其弊甚多、陪從之衆、田獵之數、其勞亦極。人飢馬困、暴露雨雪、直宿私門、衆心怨咨、甚可憫也。方今巨弊、莫甚於此。……」

(74)

『高麗史』卷一百十九、鄭道傳傳。省五軍爲三軍都摠制府。以道傳爲右軍摠制使。道傳辭曰、「三軍之作、臣在中朝、憲司所建白、臣不知也。然罷元帥爲三軍、以臣爲摠制使、則諸帥失職者、必快快曰、『道傳革元帥、自爲摠制。』怨刺竝興。臣又不使弓馬、不敢當。且革私田、改冠服等事、皆非臣所爲也。左右皆目臣。臣又冒處是任、則讒言日至、臣其危乎。願更命他人。」王曰、「大國三軍、古制也。中爲權臣所廢。宰相各稱元帥、一民莫非其有。今革元帥、立三軍、此復古之機也。摠制、寔重任。議諸兩侍中、以卿爲之。卿毋辭。」道傳曰、「儻有讒言、請勿納、永保微臣。」遂不辭。王悅。